

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業(厚生労働省)

【具体的な取り組み内容(平成27年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の状態に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催

介護ロボット開発等加速化事業（新規）

○ 平成28年度予算（案）
3.0億円

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想
段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発
段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市
段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

事業概要

介護離職の防止等に緊急に対応するため、介護従事者や家族等の介護負担軽減に資する、介護ロボット等の機器を導入する際に要する経費の一部を助成する。

＜地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）＞

事業詳細

(1) 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

①事業内容

○介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、一定額以上の介護ロボット（※）について施設・事業所への導入促進を図るため、導入に要する費用を助成する。

（※）事業者負担が大きいものを特別に支援するため、20万円を超える介護ロボットを対象。

②補助率等 補助率10/10：上限300万円/1事業所

(2) 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

①事業内容

○市町村は家族から介護ロボット等を活用した見守り支援機器の導入希望を取りまとめ、導入する機器や導入数などを記載した導入計画を策定し、市町村は希望者へ見守り支援機器を貸出。

※介護保険の福祉用具貸与の給付対象となっている機器は対象外

○要介護（要支援）認定者であって、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多い、日中家で一人になる方など、居宅外での見守り支援が必要であると市町村が判断する者（原則寝たきりでなく、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の方を想定）

②補助率等 補助率10/10：上限10万円/1機器